

# 明治16年農商務通信規則による会社票情報の情報特性

森 博 美

わが国の統計史は、これまで農商務通信規則が制定された明治16年から明治27年農商務統計報告規程によって会社調査と工場調査に会社票、工場票が導入され個票調査への移行が開始されるまでの約10年間を調査方式としての表式調査体系の完成期としてきた。これに対して筆者は、農商務統計報告規程による会社票、工場票が個票という調査様式を十分生かした設計とはなっていないこと（森 2021a）、また森（2022a）では、明治16年農商務通信規則による工場票が部分的にはあるが表式調査とは明らかに異質な個票調査としての要素を内在させていることを明らかにした。これらを踏まえ、本稿では同じく明治16年農商務通信規則で新たに導入された会社票に焦点をあて、それによって収集される調査票情報の特徴について考察を行った。

今回の考察からは、明治16年農商務通信規則の会社票によって収集される調査票情報について、少なくともそれを情報形態という側面から見た場合、それが表式とは明らかに異なる個票としての情報特性を内在させていることが確認された。

## 1 はじめに

筆者はこれまで統計情報の分析的価値を考えるにあたり、個票調査によって得られる調査票情報に内在する情報の拡張可能性という側面に焦点をあて、その情報特性の解明に取り組んできた。そしてこれまでの研究から、調査個票による調査票情報が持つ特異な時空間的情報特性ならびにその展開可能性（森 2011a）、画像情報や音声情報と統計情報の比較による調査票情報の情報形式としての特異性（森 2009）などを明らかにしてきた。

ところで、調査票情報の情報形態という点で、個票調査の調査票情報は個体レコードという非集計量として与えられる。これに対して表式調査では調査票情報は最初から集計量として得られる。そこで筆者は、森（2020a, 2020d）でわが国の生産統計の黎明期に中心的役割を果たした物産表（農産表）調査を取り上げ、その表式調査としての史的展開の過程を考察した。また森（2018）は、表式調査で収集される統計情報の情報形態面の特徴を考察したものである。

個票調査で収集される調査票情報の情報特性の解明を中心的課題とする筆者が研究対象と

してあえて表式調査を取り上げたのは以下の理由からである。それは、収集される調査票情報の情報形態という点で個票調査とは対極に位置する表式調査の調査方式としての史的展開過程あるいは表式調査による調査票情報の情報特性を明らかにすることで個票調査の調査票情報の情報特性を解明するための有効な示唆が得られると考えたことによる。

筆者は、森（2022a）で、わが国の統計史研究が表式調査の完成期の開始時点としている明治16年農商務通信規則による『農商務統計』作成のための統計情報の収集に関連して以下の事実を確認した。それは、この規則によって導入された工場票様式による調査票情報の中に部分的にはあるが表式調査とは明らかに異質な個票調査としての要素を内在させているというものである。

ところで、農商務省は『農商務統計』の作成にあたって、明治16年農商務通信規則によって工場調査だけでなく会社調査も実施している。工場調査様式による調査票情報の情報特性に関する検討（森 2022a）の結果を踏まえ、本稿では同じく明治16年農商務通信規則によって導入された会社票に焦点をあて、それによって収集される調査票情報の特徴について考察を行う。

本稿での考察事項は以下の通りである。まず第2節では、森（2020a）での検討結果に依拠しつつ、具体的な表式の形式こそ時代によって異なるが明治期に物産調査が基本的に表式調査として実施されてきたという歴史的事実、また調査法としての表式調査に調査技術面での発展段階のようなものが認められること、そして調査の実績が積み重ねられる中で調査法の整備拡充がはかられ、明治16年の農商務通信規則の制定に至ること、さらにはわが国の統計史研究がこの農商務通信規則に基づく統計作成を従来どう評価してきたかを概観する。また第3節では、明治16年農商務通信規則による会社調査について、調査票様式の体系や調査のカバレッジの面でどういう特徴を持つかを論じる。さらに第4節では、会社調査の調査様式体系を構成する各様式の特徴について、調査事項に立ち入って具体的に考察する。さいごに第5節では、会社票によって収集される調査票情報の特徴を情報形態の側面から考察する。そしてむすびでは、今回の検討結果の総括として、これまで調査方式としての表式調査が1つの完成期に到達したとされてきた明治16年農商務通信規則による『農商務統計』の編成について、工場調査だけでなく会社調査においても、少なくとも調査によって収集される調査票情報がその情報形態に関して、すでにこの時点で表式調査を超える性格を持っていた事実を提示する。

## 2 明治前期における物産（農産）表の表式調査としての展開

明治初期のわが国の政府統計の多くは、調査方式としては幕藩時代からの書き上げによる表式調査という旧来の慣行を強く引きずっていた。わが国で近代統計の黎明期における生産

統計の嚆矢とされる『物産表（府県物産表，農産表）』も例外ではない。『物産表（農産表）』の作成に必要な統計情報の収集は基本的に表式調査として行われてきた。

森（2020a）は、明治前期の物産調査の展開過程を明治16年に制定される農商務通信規則成立前史として考察したものである。わが国の物産調査は極めて素朴な形の表式調査として開始された。初期の物産調査には所定の調査様式もなく、単に調査すべき物産名を列挙し、その年産額の報告を道府県・町村に求めるものであった。また初期の物産調査では回答内容の記載も現物か価額のいずれかの指示はなく、その判断は回答者に委ねられていた。その後、政府が報告を求める物産の品目は漸次拡充され記載単位の統一がはかられ、また報告期限が明示されるなど調査法として整備される。ただ、『物産表（農産表）』を継承した農商務統計について全国統一様式が導入されたのは明治16年の農商務通信規則によってである。このように明治期の物産調査の史的展開を振り返るとき、われわれはそこに調査法としての表式調査の整備、確立過程を見ることができる。

わが国の生産統計の嚆矢とされている物産調査は、通例、明治16年の農商務通信規則の制定を契機に表式調査としての完成段階に到達したとされている。鮫島龍行は明治16年農商務通信規則について、それが「明治草創期の生産活動にかんする調査を統合し調査事項、すなわち当時の「通信事項」を「工業」「商事」「農業」にわけて体系づけている点でわが国産業統計の体系化の第一歩を印したもの」（相原・鮫島編 1971, 52-3頁）としてそのわが国統計調査史上の意義を高く評価するとともに、それを契機に各府県共通の「附録表式」により統計情報の収集が開始された事実に注目し、それが「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長のひとつの頂点を形成」（相原・鮫島編 1971, 54頁）するものであるとしている。なお、ここでの「数字的報告形式」とは上記の鮫島の表式調査の定義における「……調査者みずから調査の結果を集計してこの表形式の各コマに数字を書き入れてゆく調査方式」（相原・鮫島編 1971, 343頁）すなわち「表式調査」にあたる。さらに彼は調査方式としての表式調査について、「明治16年の「通信規則」から27年のその改正にいたる10年間」を「前近代統計情報収集方式としての表式調査体系の完成期」（相原・鮫島編 1971, 54頁）としている。

鮫島は農商務通信規則が制定された明治16年を「表式調査体系の完成期」の開始年、また農商務統計報告規程によってそれが改定される明治27年を調査方式としての表式調査の絶頂期の終焉の年、すなわち「明治16年の「通信規則」から27年のその改正にいたる10年間」を調査方式としての「表式調査体系の完成期」としている。彼が明治27年農商務統計報告規程の制定を調査方式としての表式調査の「完成期」の終焉とみなす論拠としているのが、この規程による会社調査と工場調査への「会社票」および「工場票」の導入に他ならない。すなわち、明治27年農商務統計報告規程による『農商務統計』の作成のための会社票と工場票と

いう個票形式を持った調査様式の採用が「前近代的統計情報収集方式としての表式調査体系の完成期」を終焉させ、わが国では生産統計も個票調査という新たな調査方式への移行を開始するというのである。

ところで、わが国の統計調査史を改めて紐解いてみたとき、生産統計で調査様式として会社票や工場票が採用されたのは明治27年農商務統計報告規程が最初ではない。その10年以上も前、明治16年農商務通信規則でも会社票と工場票という呼称を持つ調査様式がすでに使用されている。もっとも、鯨島が産業統計の体系化の第一歩であり表式調査の絶頂期の開始時点を飾るものと位置づける明治16年農商務通信規則に関する法令文書には、会社調査と工場調査に使用されたと考えられるこれらの調査様式は添付されていない。また、農商務省（農林省、農林水産省）の行政保管文書からもこれらに該当する調査様式は確認できない。

ところで、明治16年農商務通信規則に基づく報告徴集の関係文書として佐賀県が作成したものに『工業通信事項及附録様式』<sup>1)</sup>がある。明治17年佐賀縣達乙第91号として同県が作成したこの文書には、工場票の「第壹號（一～四）、第二號（一～三）、第三號（一、二）様式」が「附録表式」として所収されている。これらは農商務省からの明治16年農商務通信規則による報告要請に従って佐賀県が準備したものと考えられる。そこで筆者は、森（2022a）でこれらの諸様式を検討資料として、調査票情報の情報特性という観点からこれらの工場票の特徴について考察を行った。

そこでの考察から、これらの工場票様式のいずれも個別工場情報記載欄、総計記載欄それに前年比較結果記載欄という3つの部分から構成されており、特に個別工場情報記載欄の箇所は各工場に関する個体情報を列記するよう設計されていることが確認できた。その意味では明治16年農商務通信規則による工場票様式のこの部分に記載される情報は、情報の形態という点では明らかに調査個票によって収集される情報と同等の性格を備えているとみなすことができる。

周知のように甲斐国現在人別調では「家別表」に列記する形で記載欄が設けられ、それによって各個人の属性等が調査票情報として収集されている。もっとも調査自体は現在の国勢調査のように調査区を設定した調査員等による実査方式によるものではなく、町村役場が管理している戸籍簿等から個人情報を家別表に書き出したものである（森 2021b）。とはいえ、えられた個体情報という情報形式の調査票情報については、集計作業に先立って単名票と呼ばれる作業用紙にその記載内容が転記され、それに基づいて郡町村別に単名票を振り分けることで集計作業は行われた。

---

1) 『工業通信事項及附録様式』は農商務省・農林省関係の行政文書を収録した農林大臣官房統計課（1932）『明治2年以降農林省統計關係法規輯覽』の85-114頁に所収されている。このうち85-114頁の部分が諸様式にあてられている。なお、工場調査のための調査様式は87-92頁に所収されている。

明治16年に農商務通信規則が制定されたことで、『農商務統計』は初めて全国統一の調査様式によって収集された調査票情報に基づいて編成されることになった。ただし森(2022a)でも論じたように、この規則に基づく『農商務統計』の「工場の部」の集計には、個別工場情報記載欄の列記された各工場情報データではなく、調査様式の総計記載欄の部分に記載された地域(郡区)ないしはその一部地域における工場情報が使用された。

ここで工場票様式の総計記載欄に記載されている計数が、当該様式の個別工場情報記載欄に列記された各工場情報から算出された集計量であることに留意する必要がある。なぜなら、『農商務統計』の「工場の部」の集計作業でこのような集計量が元情報となっていることは、他でもなく明治16年農商務通信規則に基づく工場調査が実質的に表式調査として実施されていることを示しているからである。

上述したように、明治16年農商務通信規則による工場票様式には個別工場情報記載欄が設けられている。この個別工場情報記載欄の部分には個々の工場の属性情報と工場の活動に関する情報がそれぞれ列記されることになる。このことは、工場票様式の個別工場情報記載欄の部分が与える調査票情報が、情報の形態としては個別の工場に関する個体レコードを列記したものとなっていることを意味している。このように、明治16年農商務通信規則の工場票様式によって収集される調査票情報には、部分的にはあるが個票によって収集される情報要素も含まれている。筆者が、森(2022a)で明治16年農商務通信規則による工場票様式が個票の性格も併せ持つとしたのもこのような理由からである。

明治16年農商務通信規則による工場調査の調査様式は、「第壹號」は4種類、「第二號」は3種類、そして「第三號」は2種類の様式から構成される。これらの調査様式は、使用する主要動力源の種類に従って類別された工場の種類別に各工場の属性情報や稼働関係情報を個別工場情報記載欄によって工場個体情報として調査票情報を収集している。いい換えれば個別工場情報記載欄に列記された調査票情報そのものは、情報の形態としては各調査事項についての個別工場の観察結果を変数値とする個体レコードに他ならない。

ところで、工場票の各号は複数の独立した調査様式からなる。そのため個別工場情報記載欄の調査票情報はそれぞれ別個のデータレコードという情報形態で収集されることになる。ただ、ここで個別工場情報記載欄の調査票情報に関して1点指摘しておく必要がある。それは、いずれの調査様式にも「國」、「郡區」、「工場名稱」の記載欄が設けられていることである。これらの情報はとりもなおさず地域に立地する工場の識別情報に他ならない。これらの識別情報は、個別工場情報記載欄に調査票情報として列記された個体レコードデータ間のリンクキー情報となりうる。いい換えれば、各号の各調査様式中の個別工場情報記載欄の部分に列記された個体ベースでの調査票情報については、それを「國」、「郡區」、「工場名稱」によって工場毎に名寄せすることで、当該工場に関する複数の個体レコードを単一のレコード

として情報統合することが可能である。従って、それぞれ複数の調査様式からなる各号の工場票のうち個別工場情報記載欄の部分については、それを取得される調査票情報の情報形式という観点から捉えた場合、いずれもバーチャルには各号それぞれが単一の調査様式とみなすことができる。

いうまでもなく明治16年農商務通信規則の工場票様式から得られる調査票情報に対するこうした評価、すなわち各様式の個別工場情報記載欄によって収集された調査票情報がそこに設けられている識別情報をリンクキーとして単一の個体ベースの調査票情報としてデータ統合可能な情報特性を持つというのは、あくまでも筆者のような個体情報論の視点からの評価に過ぎない。当時の調査票の設計者にとって、調査票情報の事後的統合によるデータの変数次元の拡張という展開方向はそもそも想定範囲外のものであった。しかしながら、個別工場情報記載欄の部分に記載された調査票情報は、少なくともそれを情報形態という観点から捉えた場合、潜在的には個体情報としてのデータ統合の可能性を内在させた調査票情報とみなすことができる。

このように、明治16年農商務通信規則の工場票様式については、その総計記載欄の部分が表式としての性格を持つ一方で、個別工場情報記載欄の部分は明らかに調査個票としての性格を備えている。筆者が森（2022a）で収集される調査票情報の情報性格に照らして明治16年農商務通信規則の工場票様式が二面性を持つとしたのはこういった理由からである。このように森（2022a）は、明治16年農商務通信規則による工場調査の調査票様式が表式と同時に部分的に個票という二面性を併せ持っていることを明らかにした。

ところで、明治16年農商務通信規則の『附録様式』には、全国共通の調査様式として、会社調査のための調査票である一連の会社票様式も収録されている。ちなみに、佐賀県令鎌田景弼が明治17年7月10日付達第119号によって県内の郡役所・戸長役場に通知した『商事通信事項及附録様式』<sup>2)</sup>には11項目からなる「商務通信事項」についての諸規定が記載されている。そのうち第六項の「諸會社」が、会社に関する通信事項と報告の収集方法について規定したものである。なお第六項には商業部門だけでなく「農商工業」分野での事業活動に従事する「諸會社」等に関する報告徴集のための調査方式ならびに報告徴集に用いた調査様式も掲げられている。

それでは、明治16年農商務通信規則の会社票様式とはどのようなもので、またそれによって得られる調査票情報は一体いかなる情報特性を持っているのであろうか。以下では、明治

---

2) 『商事通信事項及附録様式』は農商務省・農林省関係の行政文書を取録した農林大臣官房統計課（1932）『明治2年以降農林省統計關係法規輯覽』（以下、『輯覽』）4頁に所収されている。このうち『輯覽』の115-144頁の部分に商事通信関係の諸様式にあてられている。なお、会社調査様式は『輯覽』の129-132頁に所収されている。

16年農商務通信規則による会社調査を、調査様式の体系、調査のカバレッジ、さらには調査事項といった側面から検討してみることにする。

### 3 明治16年農商務通信規則による会社調査の特徴

#### (1) 会社調査の調査票様式体系

明治16年農商務通信規則は、会社に関する統計情報の収集のための調査様式として第七表から第十一表までの5種類の様式を定めている。明治16年農商務通信規則の会社調査に用いられているこれらの調査様式は、調査のカバレッジや調査内容に従って、会社調査の基礎調査様式と特定産業を対象とした追加様式という2種類の調査様式群に類別できる。

##### (i) 会社調査の基礎調査様式——第七表、第八表

「商務通信事項」第六項「諸會社」の規定第廿三と第廿四は、第七表と第八表について、それぞれの様式による報告の対象となる会社の種類ならびに各様式の記入要領を規定したものである。そこでは、会社等をその運営資金の出資者数によって単一者と複数者とに類別し、それぞれの種類に該当する会社について全産業を網羅した形で報告徴集を行うとされている。これらの調査様式は全産業を網羅的にカバーし、しかもその調査項目が会社の基本属性を中心としたものである。そこで、ここではこれら2種類の様式を「会社調査の基礎調査様式」と呼ぶことにする。

農商務通信規則の会社調査に関する規定の第廿三は、「右會社組合等ハ第七表ニ記入シ其會社組合ノ借ノ部即負債、貸ノ部即資産、ハ後半季ノ總勘定ニ因ルヘシ」としている。なお、ここでの「右會社組合等」とは、第廿二中の「二人以上資金ヲ合セ損益ヲ共ニスル會社、組合、會所、銀行等」を指すものと見られる。当該規定に該当する会社等からの報告徴集には、第廿三の規定に従って第七表が用いられる。

これに対して会社の運営資金の提供元が単一の出資者からなる会社等の報告徴集を定めているのが第廿四である。そこには「一己人ノ資金ヲ以テス雖凡會社、組合、商會、會所等ノ集合名ヲ用ヒ若クハ銀行ノ名義ヲ用ヒ各其事務ヲ營ムモノハ姑ラク第八表ニ因リ記入スヘシ」との規定があり、第八表によって会社に関する基礎的情報が収集されている。

このように、第七表と第八表は会社を出資形態に従って「二人以上」と「一己人」との2種類の出資パターンに類別し、それぞれ農工商業に従事する会社に係る基礎的事項について全産業を網羅した形で報告徴集を行うことを目的に設けられた調査様式となっている。

##### (ii) 特定産業を対象とした追加様式——第九表、第十表、第十一表

上述したように第七表と第八表という会社調査の基礎調査様式は、それぞれ「二人以上」と「一己人」という出資者数別にそれぞれ産業を網羅する形で会社に関する基礎的情報の収集を行う調査様式であった。これに対して会社調査の第九、十、十一表という3つの調査様

式は、調査対象となる会社等のカバレッジに関して基礎調査様式とは調査体系上の位置づけを本質的に異にする。なぜなら、基礎調査様式がそれぞれ出資者数の種別に全産業を網羅した形で調査の対象となる会社を規定しているのに対して、第九、十、十一表は出資者数の如何を問わず業種を特定する形で該当する会社に対して報告を求めるものとなっているからである。すなわち、第七表と第八表が出資者数に関して相互代替的であるのに対して第九、十、十一表は業種代替的となっている。さらに、第七・八表と第九・十・十一表とは相互代替的ではなく、後者は前者にいわば付帯する形で特定の業種にそれぞれ追加的に報告を求める様式となっている。

(a) 金融業（貯蓄預り金会社）についての追加調査様式——第九表

規定の第廿三と第廿四によれば、出資者「二人以上」の金融業については第七表によって、また「一己人」の出資による会社については第八表様式によって会社の基礎的事項の報告徴集が行われる。加えて明治16年農商務通信規則の会社調査では、金融業（貯蓄預り金会社）に従事する会社を対象とした付帯調査も別途実施されている。このことを規定したのが第廿五である。そこでは「貯蓄預り金會社組合商會及一己人ノ資金ヲ以テスルモノト雖モ會社、組合、商會等ノ集合名ヲ用ヒ若クハ私立銀行又ハ貯金預所ノ名ヲ以テ其業ヲ營ムモノ」を対象に、追加的調査様式として第九表による報告徴集が行われる。ただし、この第九表による追加的報告徴集については「二人以上」と「一己人」という出資者数による金融事業者の区別はなく、貯蓄預り金融事業を営む全ての会社が第九表様式によって報告を徴集されている。

(b) 運輸業についての追加調査様式——第十表（水運）、第十一表（陸運）

明治16年農商務通信規則の会社調査では金融業以外にも独自の調査様式によって追加的報告徴集が行われている産業がある。運輸業がそれである。運輸業を営む会社を対象とした付帯調査では、運輸業を業態によって水運事業と陸運事業とに類別し、それぞれ運輸事業に特化した調査様式によって追加的な会社情報の収集が行われている。

運輸業からの追加的報告の徴集ならびにそこで使用される調査様式を規定したのが第廿六である。そこでは「水陸運輸業ヲ營ム會社、組合、商會、會所及ヒ一己人ノ資金ヲ以テスルモノト雖モ會社、組合、商會、會所等ノ如キ集合名ヲ用ヒ其業務ヲ營ムモノハ更ニ第十表（水運）第十一表（陸運）ニ因リ記入スヘシ」として、水運業については第十表また陸運業の場合は第十一表によって報告徴集が行われる。

以上見てきたように、明治16年農商務通信規則の会社調査については、商務通信事項の第六項「諸會社」に属する統計報告様式として第七表から第十一表までの5種類の調査様式が設けられている。これら一連の調査票を調査様式の体系として見た場合、第七・八表と他の



3つの表（第九表，第十表，第十一表）とが相互に変則的な形での重層関係を形成していることがわかる。まず，第七表と第八表は，会社の原資の出資者のタイプ（「二人以上」と「一己人」）別にそれぞれ農工商を網羅する形で会社の基礎的事項を把握する調査様式となっている。それに対して第九表，第十表，第十一表の3種類の調査様式は，特定の業種すなわち金融，運輸業を営む会社に限定した形で第七表ないしは第八表に基づく基礎的調査にいわば付帯する形で会社についての追加的情報の収集を行うための調査様式となっている。ただ，なぜ金融業と運輸業に限定する形で追加的な会社情報の収集を行うに至ったかの説明は農商務通信規則にはない。

## (2) 基礎調査様式——第七表と第八表による会社調査のカバレッジ

「商務通信事項」のうち会社調査による会社情報の収集方法を規定した第六項は，その項目名（「諸會社」）を記した部分，会社調査の方法等を規定した条項，それに会社調査の5種類の附録様式からなる。このうち6つの項目からなる条項の部分は，会社調査の範囲や調査様式を規定したものである。しかしながら各条項の規定内容はいくつかの点で整合性を欠いており，調査の説明文書としては不十分なものとなっている。

「商務通信事項」には明治16年農商務通信規則による会社調査の対象となる「諸會社」の範囲を統一的に規定した単独の条項は設けられてはいない。基礎調査様式による会社調査の対象範囲に関しては，第六項の見出しである「諸會社」に括弧書きされた付記と第廿二にそれぞれ断片的に触れられているだけである。

このうち「諸會社」の範囲を主に規定しているのが第廿二である。そこには会社調査が「農商工業」という主要産業部門を網羅する形で，「會社」，「組合」，「會所」，「銀行」等が調査の対象となる旨が記されている。なおこの他にも第六項の見出しとなっている「諸會社」に続いて括弧書きされた箇所もまた会社調査の対象外となる会社を規定することで，基礎調査様式による会社調査のカバレッジに部分的に言及している。ちなみに当該箇所には，「會社」，「組合」，「會所」，「銀行」等の「諸會社」のうち「米商會所<sup>3)</sup>」，「株式取引所」，「國立銀行」については農商務通信による報告徴集対象としての「諸會社」から除外することが明記されている。

明治16年農商務通信規則の会社調査の対象となる「諸會社」については，それが属する産業の種類を問わず第七表あるいは第八表のいずれかの調査様式によって会社情報の収集を行うものとされている。なお，第七表と第八表のどちらの調査様式を用いて会社情報を収集するかは，上述したように個々の会社の資金調達類型の違い，すなわち資金の提供者が単独の

---

3) 米商會所は大阪の堂島商會所を起源とする。

者であるかあるいは2人以上であるかに依存する。

第七表は「二人以上資金ヲ合セ損益ヲ共ニスル會社，組合，會所，銀行等」を調査の対象とした基礎的調査様式として設けられたものである。なお，第廿三には会社の資産・負債の内容に関して「後半季ノ總勘定」と会社の財務計上期間も規定されている。

一方，第廿四は「一己人ノ資金ヲ以テスル」会社の報告様式として第八表の使用を規定したものである。ただ，そこには複数の資金源を持つ会社等について第廿二に見られたような「農商工業ノ別ナク」に相当する文言は見当たらない。なぜなら第廿四には，このような会社資金の調達パターンに該当する会社等について，第廿二にあるような全業種を網羅する形でその把握を行うことを明示した表記はなく，第廿四と第廿二は調査対象の網羅性という点で同等の表記を持つ規定とはなっていない。

その結果，通信規則のうち会社調査についての諸規定は，2種類に類別した会社のカテゴリ間で調査の対象範囲に関してバランスを欠いた内容となっている。同様のことは記載すべき勘定の計上対象期間にも認められる。なぜなら，「一己人ノ資金ヲ以テスル」会社等に対する調査を規定した第廿四では，第廿三で「二人以上資金ヲ合セ損益ヲ共ニスル會社」等について設けられていた勘定の対象期間を明記した記述が欠落しているからである。

第七表と第八表は，「諸會社」を資金の調達パターンによって「二人以上」と「一己人」に類別し，全業種を網羅する形でそれぞれ該当する個々の会社情報を収集する調査様式であった。しかし，本来これらと同等の内容を規定すべきはずの第廿二～第廿四の内容は，「二人以上」と「一己人」とで十分に整合的な内容のものとはなっていない。そこに見られる非整合的要素の多くは，第六項の見出しに付記されている「米商會所，株式取引所，國立銀行ヲ除ク」を第廿二に但し書きとして付記し，あるいは第廿二と第廿三をそれぞれ下記のような形で整理することで解消でき，調査実施者側の意図を調査従事者により正確に伝えることができるように思われる。

#### 〈基礎調査様式に係る規定表記の改定案〉

第廿二 本項ハ農商工業ノ別ナク損益ヲ共ニスル諸會社（會社，組合，會所，銀行等）ヲ調査スルモノトス 但シ米商會所，株式取引所，國立銀行ヲ除ク

第廿三 二人以上資金ヲ合セ損益ヲ共ニスル諸會社ハ第七表ニ記入シ其會社組合ノ借ノ部即負債，貸ノ部即資産，ハ後半季ノ總勘定ニ因ルヘシ

#### 4 第六項「諸會社」の各調査様式の調査事項

本節では会社調査の基礎調査様式である第七表と第八表，それに特定業種を対象とした追加調査様式である第九表，第十表，第十一表の調査項目に見られる特徴について考察する。

(1) 基礎調査様式における調査項目

『商事通信事項及附録様式』に所収されている「附録様式」によれば、第七表と第八表はいずれも「本表」と「續表」という2種類の様式からなる。表1は、明治16年農商務通信規則による会社調査のうち基礎調査様式である第七表と第八表の「本表」と「續表」に設けられている記載項目を一覧表示したものである。

すでに述べたように、会社調査のうち基礎調査様式による調査は、産業分野を問わず出資者2人以上と単独出資の会社等に大別し、前者については第七表、また後者は第八表によってそれぞれ報告徴集を行うものであった。ここで第七表と第八表の調査様式の調査項目を比較してみよう。第七表に設けられている「株数」と「株主組合人員」は第八表には見当たらない。しかし、これら以外の第七表と第八表の調査項目は同一である。このことは、農商務通信規則による会社調査が、第七表あるいは第八表によって、会社の出資者数類型別に共通の調査項目によって会社に関する基礎的情報の収集が行われていることを意味している。

ところで、基礎調査様式の調査項目は2群に類別できる。第1群を構成しているのが会社登記事項に関する記載項目である。具体的には、「会社名稱」、「營業ノ種類」、「所在地」、「創業年月」、「支店(何所, 何所, 何所, 何所)」、「資本金」がそれにあたる。なお、上述したように会社のうち2人以上の出資者の原資によって設立された会社については、上記の諸事項の他に「株数」と「株主組合人員」も調査項目となっている。

第2群は、負債や資産状況、それに事業活動による利益やその処分といった会社の活動状況の財務面の調査項目からなる。このうち負債に関しては、負債の「合計」額だけでなくその内訳としての「資本金拂込高」、「準備積立金」、「借入金」、「其他支拂フヘキ負額」が、また資産については、資産の「合計」額およびその内訳としての「所有ノ地所家屋公債證書實價」、「貸附金」、「現在貨物其他収入スヘキモノ、實價」、「金錢在高」がそれぞれ調査項目と

表1 会社票の基礎調査様式における記載項目一覧

調査様式		識別項目	調査項目
出資者2人以上	第七表	本表	營業ノ種類, 所在地, 創業年月, 支店, 資本金, 株数, 株主組合人員, 負債(資本金拂込高, 準備積立金, 借入金, 其他支拂フヘキ負額, 計)
	續表	会社名稱	資産(所有ノ地所家屋公債證書實價, 貸附金, 現在貨物其他収入スヘキモノ、實價, 金錢在高, 計), 利益金, 利益金内譯(準備積立金, 株主組合割賦金, 役員賞與其他, 翌年繰越, 前半季株主組合割賦金)
単独出資	第八表	本表	營業ノ種類, 所在地, 創業年月, 支店, 資本金, 負債(資本金拂込高, 準備積立金, 借入金, 其他支拂フヘキ負額, 計)
	續表	会社名稱	資産(所有ノ地所家屋公債證書實價, 貸附金, 現在貨物其他収入スヘキモノ、實價, 金錢在高, 計), 利益金, 利益金内譯(準備積立金, 株主組合割賦金, 役員賞與其他, 翌年繰越, 前半季株主組合割賦金)

なっている。一方、利益については、「利益金」の額ならびにその処分を「準備積立金」、「株主組合割賦金」、「役員賞與其他」、「翌年繰越」、「前半季株主組合割賦金」という内訳に従って記載するものとされている。

ここで、会社の事業活動の統計的把握に関係してこれら会社調査の基礎調査様式である第七表と第八表の調査項目に見られる特徴を指摘しておく。それは、これらの基礎調査様式には利益やその処分といった会社等の事業活動の結果、すなわち産出（output）面を捉える調査事項が設けられている一方で投入（input）面に関する調査項目は全く含まれていないことである。

製造事業を営む経済単位としての工場の生産活動を体系的に捉えようとする場合、投入と産出の両面からの把握が肝要である。このうち投入に関しては生産活動の遂行に必要な生産要素としての原燃料、生産設備、それに労働力の投入が考えられる。一方、産出面では製品の生産高、販売高、利益やその処分等がそれに該当する。工場の生産活動については、生産に投入される生産要素と生産活動の成果としての産出物およびその処分との間には有機的関係が成立しており、それを投入と産出の両側面からの把握が不可欠であることは容易に想定できる。工場の生産活動に係るこれら2側面を工場調査によって把握するためには投入と産出といったそれぞれの側面を捉える調査事項を調査様式に設ける必要があり、それによって初めて経済単位としての工場の生産活動の総体としての把握が可能となる。

工場調査のように投入・産出関係が明示的にイメージできる製造業とは異なり、会社調査の場合には農業や商業も含めた広範な分野で多様な事業活動を展開している会社等が調査対象となる。そのため、工場調査と違い会社調査、特に非製造業の会社については、投入要素としての原材料、生産設備、それに労働力、他方で産出面でも商業や金融、運輸等のサービス分野で事業活動を展開している会社の場合、産出物が具体的にイメージしにくいという事情がある。

とはいえ会社等が現実に事業活動を営んでいる限り、業種を問わず会社の存立基盤として様々な要員を必要とするのはいうまでもない。このように考えれば、会社調査の基礎調査様式である第七表と第八表に従業者に関する記載項目が設けられていないのは問題といえよう。

ただ、これはある意味では当時のわが国の産業の実態を反映したものと見ることもできる。なぜなら、当時、事業活動は圧倒的に生業として展開されており、会社という経済単位の事業活動の統計的把握に際して、投入面と産出面とを一体のものとして体系的に捉えるという発想は調査票の設計者の意識には上りえなかつたと考えられるからである。

(2) 特定産業を対象とした追加調査様式の調査項目

明治16年農商務通信規則の会社調査の調査様式体系に見られる特徴の1つとして、全産業を網羅的にカバーした基礎調査様式に加え、特定の業種について付帯調査により追加的な会社情報の徴集が行われている点が挙げられる。金融（貯蓄預り）業ならびに運輸（陸運、水運）業を営む会社、組合、商会等を対象として一種の付帯調査として実施されている第九～十一表様式による会社調査がそれである。この調査については、基礎調査様式が会社の設立の原資の調達パターンによって単独と複数の供給源による会社を区別していたのと異なり、原資の調達パターンにかかわらずそれぞれの業種を網羅する形で調査が実施されていることをその特徴としている。

表2は、貯蓄預り業（第九表）、水運業（第十表）、陸運業（第十一表）の各産業で事業を営む会社、組合、商会等を対象とした各追加様式が記載項目として採用しているものを一覧表示したものである。

(i) 貯蓄預り業

貯蓄預り業の基本属性事項については第七表あるいは第八表という基礎調査様式によって

表2 会社票様式（特定産業追加票）の記載項目一覧

調査様式		識別項目	調査項目
貯金會社	第九表	本表 会社名稱	所在地、本年中預り高（一割五分以上利付、一割五分未満一割以上利付、一割以下利付）、前年繰越高、計、元金拂渡高、利息拂渡高、差引残預高（年末）、差引残高二對スル利息
	續表	会社名稱	預ケ人員（本年、前年繰越、計、拂戻、残）、會社所有ノ金銭證券（年末）（保證預ケ金公債證書（實價）、公債證書（實價）、貸付金、金銭在高、計）、利息元金結込期月、一ト口預リ金ノ制限
水運會社	第十表	本表 会社名稱	所在地、定期航路ノ延長、常時航路ノ延長、汽船（艘數、噸數）、西洋形帆船（艘數、噸數）、日本形（五百石以上（艘數、石數）、同上（五百石未満五十石以上（艘數、石數））
		續表1 会社名稱	日本形（五十石未満（艘數、石數））、船長以下乗組人員、収入（旅客賃金、荷物賃金、雜収入）、支出（興業費、營業費）
		續表2 会社名稱	遭難（汽船（皆破（艘數、噸數）、漂流（艘數、噸數）、損傷（艘數、噸數））、西洋形帆船（皆破（艘數、噸數）、漂流（艘數、噸數）、損傷（艘數、噸數））、日本形船（皆破（艘數、石數）、漂流（艘數、石數）、損傷（艘數、石數））、乗客（死、傷）、乗組員（死、傷）
陸運會社	第十一表	本表 会社名稱	所在地、定期運路ノ延長、常時運路ノ延長、馬車ノ數、牛車ノ數、荷車ノ數（人力運用）、牛
		續表1 会社名稱	馬、役夫、収入（旅客賃金、荷物賃金、雜収入）、支出（興業費、營業費）
		續表2 会社名稱	遭難（諸車（皆破、損傷）、旅客（死、傷）、技手（死、傷）、職工（死、傷）、雇夫（死、傷）、其他（死、傷）

情報の収集が行われている。この業種の追加様式とされる第九表は「本表」と「續表」という2つの調査様式からなる。それらは貯蓄預り業という特定業種の会社を対象とした追加調査様式であるため、その調査項目は当該業種の事業活動に特化したものとなっている。

貯蓄預り業の主要業務は貯蓄の預払いにある。貯蓄預り業を営む会社については第九表が預払い額をフローとストックの両面から把握している。このうちまずフロー面については期中の預払い額が、一方ストック面に関しては預払い残高がそれぞれ調査項目となっている。具体的に預払いのフロー面については、第九表では「本年中預り高」,「前年繰越高」,「合計高」,「元金拂渡高」,「利息拂渡高」が利率階級別に把握される。一方、ストックに関しては年末現在での「差引残預高」,「差引残高二對スル利息」が調査項目として設けられている。

第九表ではこういった預払いだけでなく、預金者数や預り金の運用、さらには貯蓄預かり条件等も調査されている。具体的には、「預ケ人員（本年、前年繰越、計、拂戻、残）」,「會社所有ノ金銭證券（年末）（保證預ケ金公債證書（實價）、公債證書（實價）、貸付金、金銭在高、計）」,「利息元金結込期月」,「一口預り金ノ制限」が調査項目となっている。

## (ii) 水 運 業

農商務通信規則は運輸業を水運と陸運とに分け、各々追加様式を用いて報告を徴集している。

このうち水運会社の追加様式となっているのが、「本表」ならびに2種類の「續表」（以下「續表1」「續表2」）とから構成される第十表である。表2にも示したようにこれらの調査様式にはいずれも識別項目として「會社名稱」が設けられている。また調査項目に見られる特徴としては、「續表1」と「續表2」の内容が大きく異なる点が挙げられる。すなわち、2つの「續表」のうち「續表1」の調査項目は「本表」から継続した内容のものとなっている。これ対して「續表2」の調査項目は明らかに異質である。

まず、「本表」と「續表1」には会社所在地という登記情報に加え、認可営業航路、輸送手段である船舶の保有状況といった運輸業の必須要件である営業航路権利事項、輸送手段、それに稼働人員が、また事業活動の結果としての収支といった経営関連情報が調査項目となっている。具体的には、認可営業航路情報としては「定期航路ノ延長」と「常時航路ノ延長」が、また保有船舶情報としては、「汽船（艘數、噸數）」,「西洋形帆船（艘數、噸數）」,「日本形（五百石以上（艘數、石數）」,「日本形（五百石未満五十石以上（艘數、石數）」,「日本形（五十石未満（艘數、石數）」が、さらに輸送手段稼働人員に関する情報としては、「船長以下乗組人員」がそれぞれ調査項目となっている。また「續表1」には水運事業の財務面である事業収支も調査項目として設けられている。このうち収入については、「旅客賃金」,「荷物賃金」,「雑収入」別の事業収入額が、一方、支出に関しては、「興業費」と「營業費」とに分けて記載するものとなっている。以上のことから「本表」と「續表1」は全体

として水運事業展開の物的・制度的条件ならびに事業展開の成果に関する情報収集を目的とした調査票様式であることがわかる。

これに対して「續表2」の調査項目はやや特異である。なぜならそれは水運事業を展開する過程で発生する事故の実態把握を目的としたものだからである。そこには水難事故に伴う物的損害と人的被害状況の把握を目的とした一連の調査項目が設けられている。このうち海難事故に伴う物損面に関しては、汽船、西洋形帆船、日本形船という船舶の種別に物損を「皆破（艘數，噸數）」、「漂流（艘數，噸數）」、「損傷（艘數，噸數）」といった被災の種別に被災船舶を調査している。なお、日本形船舶については、「續表1」での保有船舶情報と同様に「噸數」の代わりに「石數」が記載単位として採用されている。一方、人的被害に関しては乗客と乗員の双方に関して情報が収集され、乗客だけでなく乗員についても死者と負傷者を調査している。

このように第十表では、まず「本表」と「續表1」によって水運業としての事業展開の前提となる営業航路の認可情報、輸送手段としての船舶保有状況、事業を支える従業者、事業活動に伴う費用とその成果としての事業収入が把握し、さらに「續表2」では水運事業の遂行過程で発生しうる水難事故についての人的ならびに物的被災情報の収集が行われている。

### (iii) 陸 運 業

陸運事業の会社を対象とした追加様式である第十一表も、「本表」と2種類の「續表」（以下「續表1」「續表2」）とからなる。またその調査項目の内容も水運業の第十表に準じたものとなっている。

陸運会社を対象とした調査様式である第十一表においても水運会社に対する第十表と同様に「本表」と「續表1」によって認可営業路線、保有運輸手段、収支に関する会社情報の収集が行われている。このうち営業路線に関する調査項目は、「定期運路ノ延長」と「常時運路ノ延長」である。また旅客や荷物を運搬手段に関しては、運搬用機器とその稼働動力源が調査されている。なお、運搬用機器の種類ならびに保有量に関しては「馬車」、「牛車」、「荷車」の保有台数が、また運搬用機器の稼働動力の種類と規模に関しては、「牛」、「馬」、「役夫」の頭（人）数が調査されている。

陸運事業会社についてもその収支情報が収集されている。このうちまず収入に関しては、輸送運賃による稼得額が「旅客賃金」と「荷物賃金」別に把握されている。なお、これら以外の稼得収入は「雑収入」として記載される。一方、支出については、「興業費」と「営業費」の2面が把握されている。

第十一表も第十表と同じく「續表2」は輸送事業の遂行過程での事故情報の収集を目的とした調査様式となっている。「續表2」の調査事項は水運会社の場合の第十表の「續表2」に準じたもので、陸送に係る物的損失は「諸車」の被害状況が皆破と損傷別に、また人的被

害は「旅客」,「技手」,「職工」,「雇夫」,「其他」のそれぞれについて、いずれも死亡と負傷という損傷の程度に従った把握が行われている。

ここで第九表、第十表、それに第十一表の調査票様式によって追加的な会社情報の収集が行われている水・陸運事業の従事者把握に関して若干補足しておく。

第十表の「續表1」には「船長以下乗組人員」が、また第十一表の「續表1」には「役夫」が調査項目として設けられている。前者は輸送手段としての船舶を、後者もまた輸送手段としての荷車をそれぞれ稼働させるための人員であり、それは第十一表でいえば「牛車」や「馬車」という輸送機器を稼働するための動力源である「牛」や「馬」に相当する。さらに、第十表の「續表2」では「乗組員」が、また第十一表の「續表2」では「技手」「職工」「雇夫」「其他」について遭難に伴う死傷者の把握が行われている。しかしこれらはいずれも輸送手段の稼働ないしは稼働中に直接的、間接的に輸送に関わる要員が被った遭難を内容としたものである。

ところで、水運にせよ陸運にせよ、輸送会社は会社組織それ自体を維持するための事務職その他補助員等の人的経営資源を必要とする。しかしながら、明治16年農商務通信規則の会社調査ではこれら会社自体の事業活動の担い手の把握は全く想定されておらず、基本調査様式にも追加調査様式にもその把握のための調査項目は見当たらない。

## 5 会社票情報の情報特性

前節では、明治16年農商務通信規則による会社調査の基礎調査様式である第七表と第八表、それに追加調査様式である第九表、第十表、第十一表について、それぞれの調査項目の特徴を見た。本節ではこれらの調査様式によって収集される調査票情報の情報特性を考察する。

明治16年農商務通信規則の第六項「諸會社」として佐賀県庁が郡役所等に対して通達した会社様式の雛形には記入の例示はない。また、記載欄にも各調査項目に対して単に空白スペースがあるだけで特に個別の会社情報の記載を指示する格子欄は設けられてはいない。

筆者はかつて明治16年農商務通信規則の工場調査に使用された工場票の各調査様式を取り上げ、それによって収集される調査票情報の情報特性を考察したことがある(森 2022a)。それによれば工場票の各調査様式には個別工場情報記載欄として個々の工場情報を列記するためのスペースが設けられており、個々の工場に関する各種の情報収集が行われている。これは工場票様式の個別工場情報記載欄には個々の工場に関する個体情報が調査票情報として記載されていることを意味するものである。いい換えれば各調査様式のうち個別工場情報記載欄の部分に列記された調査票情報は、その情報形態そのものとしては工場に関する個体ベースのデータレコードに他ならない。その意味では各調査様式のうち特に個別工場情報記載



欄の部分は調査個票としての性格を備えていることになる。

森(2022a)でも見たように、工場調査の各調査様式を構成する3つの部分のうち個別工場情報記載欄の箇所だけが個人情報記載用のスペースとして設けられていた。会社票の基礎調査様式である第七表と第八表、また金融業と運送業を対象とした追加調査様式である第九表、第十表、第十一表の記載欄は、工場票様式における個別工場情報記載欄の部分がそうであったように、個人情報記載用のスペースであることを明示するような格子形式を持つ調査票設計にはなっていない。しかしそこでは工場票様式の個別工場情報記載欄と同じく「会社名称」とともに個々の会社に関する調査項目への回答の列記が求められている。このように、会社票の場合、調査様式によって収集される調査票情報全体が、工場票様式における個別工場情報記載欄の調査票情報と同様の個人情報という情報形式を持つ。従って、会社調査の調査様式をそれから得られる調査票情報の情報形式から見た場合、それは全体として個票形式の調査票として設計されていることになる。

工場調査の調査票である「第一號」、「第二號」、「第三號」は、いずれも複数の様式から構成されていた。同様に今回取り上げた会社調査の調査票も、第七表、第八表、第九表は「本表」と1つの「續表」、また第十表と第十一表は「本表」の他にそれぞれ2種類の「續表」(「續表1」・「續表2」)といういずれも複数の調査様式からなる。従って、森(2022a)で検討した工場調査の調査様式がそうであったように、明治16年農商務通信規則による会社調査についても、各会社票様式に列記された記載情報は情報の形式としては様式毎に別の個体レコードからなる調査票情報として収集されることになる。

「本表」と「續表」から得られた調査票情報は、いずれも単独のレコード形式のデータとして与えられる。しかしながら、工場票様式と同様に会社票様式の各データレコードも「会社名称」という識別項目を持っている。従って、会社票様式から得られた調査票情報についても「会社名称」をリンクキーとすることで各レコードの紐づけが可能である。いい換えれば、形式的にはそれぞれの調査様式によって別個のデータレコードとして得られた情報ではあるが、その潜在的な情報展開の可能性という観点からすれば、単一の調査票から得られた調査票情報と質的な差異はない。

鮫島は家別表を用いて実施された甲斐国現在人別調について、「この調査の方法は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査」であり、「(個票形式の引用者)調査票による近代的な点計調査の原型」(相原・鮫島編 1971, 41頁)としてその統計調査史上の意義を高く評価している。その一方で彼は、明治16年農商務通信規則の制定を「前近代的統計情報収集方式としての表式調査体系の完成期」(相原・鮫島編 1971, 54頁)の起点をなすものと位置づけてきた。しかし森(2022a)でも論じたように、明治16年農商務通信規則の工場調査に使用された工場票の各調査様式にはいずれも個別

工場情報記載欄が設けられており、少なくともこの箇所の調査項目については個々の工場の属性あるいはその稼働状況等について個体ベースでの情報を列記させる調査票の設計となっている。さらに、収集される調査票情報の情報特性に照らして会社票様式を見た場合、それらは調査様式全体が個票としての性格を備えたものとなっている。

ここで、甲斐国現在人別調の集計過程を想起してみよう。甲斐国現在人別調では、家別表に掲載された個体情報は集計作業用に作成された単名表にいったん転記され、町村単位で個々の人口属性に従って単名表をソートし中間集計値を算出するといった方法で集計作業は行われた（高橋 1911, 38-39頁）。これに対して『農商務統計』の工場調査の場合には、工場票の各様式中の個別工場情報記載欄に列記された情報が直接集計に使用されたわけではない。すなわち、明治16年農商務通信規則の工場調査での集計作業は、各様式中の個別工場情報記載欄の記載内容の各様式ベースでの中間集計値として与えられている総計欄に記載された計数を地域別に順次積み上げるといった方法で行われた。このように、工場調査の個別工場情報記載欄によって得られた調査票情報が明らかに個票の性格を有していたにもかかわらず、当時の調査様式の設計者や調査実施当事者にはそれを個体情報として捉え、直接それに基づいて集計処理を行うという発想はそもそも存在しなかったのである。

本稿で取り上げた会社票の各調査様式（第七～十一表）は、いずれも「会社名稱」とともに個々の会社の属性や経営実態に関する調査項目を記載スペースに列記する設計となっている。その意味では会社票様式は、情報そのものの形式としては工場票様式における個別工場情報記載欄と基本的に同様の性格を持つ。会社票の記載欄に各会社の個体情報が適切に記載されるのには、行政が個別の会社情報を行政情報として保有しているかあるいは実地調査に基づく各会社の実態把握が必要となる。

明治16年農商務通信規則の会社票様式では、地域に所在する複数の会社の会社情報を集計量として書き上げる表式調査方式ではなく調査様式に個体情報が非集計量といった形式で記載されている。その意味では工場票様式で個別工場情報記載欄だけが調査個票としての性格を持っていたのに対し、会社票では様式全体が調査個票としての性格を有していることになる。

## 6 む す び

冒頭で紹介したように、鮫島はわが国における統計調査の史的展開を調査技術の近代化過程として捉え、特に明治16年農商務通信規則の制定から明治27年農商務統計報告規程によるその改定に至る約10年間を「表式調査体系の完成期」としている。彼が農商務統計報告規程が施行された明治27年を表式調査の「完成期」終焉の年とする論拠としているのが、会社調査および工場調査でそれまでの「一紙二列記」する形式であった農商務通信規則における工

場様式と会社様式に代わって、工場・会社情報を「一票毎ニ記載スル」個票様式としてデザインされた会社票と工場票が初めて採用された事実である。調査対象について個体ベースでの調査票情報の収集を可能とした調査様式が採用されたことで農商務統計でも遅まきながら「表式」調査から次世代型調査方式である個票調査への移行が開始されたというのである。なお、日本統計研究所編『日本統計発達史』もその認識を共有している（『発達史』1960, 68頁）。

佐賀県令鎌田景弼が明治17年7月10日付で県内の郡役所・戸長役場に対して第119号によって通達した『商事通信事項及附録様式』は、明治16年農商務通信規則による会社調査の調査様式の雛形を掲げている。その第六項「諸會社」には会社調査の調査様式として基礎調査様式というべき第七表と第八表、それに金融業、運送業を調査対象に追加様式である第九表、第十表、それに第十一表を用いて統計情報の収集を行うことが規定されている。明治16年農商務通信規則の工場票様式が部分的に調査個票の性格を備えていたという森（2022a）での知見を踏まえ、本稿では会社調査の調査様式体系、調査項目、調査様式に列記される調査票情報の情報特性等に関する考察を行った。以下に今回明らかになった農商務通信規則の会社票の調査票情報が持つ情報特性に関していくつかの指摘を行うことでむすびとしたい。

森（2022a）ですでに明らかにしたように、工場票の「第壹號」、「第二號」、そして「第三號」様式はいずれも個別工場情報記載欄、総計記載欄、それに前年比較結果記載欄という3つの部分から構成されていた。そこでまず、【資料2】として掲げた会社票の基礎調査様式である第七表と第八表と工場票様式の記載欄とを比較してみよう。

会社票の基礎調査様式にあたる第七表と第八表はいずれも「本表」と「續表」の2種類の調査様式からなる。これらの調査様式を工場票様式と比較してみると、会社調査の基礎調査様式には工場票様式における個別工場情報記載欄に相当する部分があるだけで、森（2022a）で考察した工場票様式の総計記載欄、前年比較結果記載欄は設けられていない。

工場票様式の調査票情報のうち個別工場情報記載欄に列記された情報は各工場に関する個体情報に他ならない（森 2022a）。会社調査の基礎調査様式にあたる第七表と第八表、また金融業と運輸業を対象とした追加調査様式である第九表、第十表、それに第十一表では、いずれも「本表」と「續表」に列記される会社に関する調査票情報もまた情報形態としては個体情報といえる。なお、「本表」と「續表」とは独立の調査様式であるため、それらによって収集された調査票情報はそれぞれ異なる組のデータレコードとして与えられる。

しかし、これらの調査様式によって収集された調査票情報は、その情報特性に注目すべき点がある。それは調査票情報として得られる個体レコードがいずれも識別項目として「會社名稱」を持つことである。これは、各調査様式から得られた個々の会社の調査票情報を「會社名稱」をリンクキーとしてデータ統合できることを意味する。すなわち、調査票情報とし

て得られるそれぞれ異なる組の個体レコードは、バーチャルには単一の個体レコードとして編成可能な潜在的情報特性を備えていることがそれである。このことは基礎調査様式だけでなく追加調査様式にも当てはまる。それらによって収集された調査票情報は、各調査様式の記載欄に単に列記されているだけである。とはいえ、それらが持つ情報特性に注目した場合、それらは明らかに調査個票としての性格を備えており、統計情報を最初から集計量として収集する表式調査様式とは明らかにその情報特性を異にする。

明治16年農商務通信規則の工場票様式の個別工場情報記載欄ならびに会社票に列記された工場や会社に関する調査票情報は、鯨島が明治27年農商務統計報告規程による報告徴集を「先駆的」とした会社票様式、工場票様式におけると同様に、得られた情報の情報形態としては「一紙二列記」された情報と実質的に同等の意味を持つ。いい換えれば、鯨島が明治27年農商務統計報告規程の工場票様式や会社票様式の調査票情報に見たものと実質的に同等の情報形態を持つ調査票情報がすでに明治16年農商務通信規則による工場票様式では部分的にまた会社票様式の場合には様式全体で確認できる。その意味では農商務統計における表式調査から個票調査への移行過程は、鯨島のように明治27年農商務統計報告規程の制定に伴う会社票様式と工場票様式の導入をその端緒とするのではなく、すでに明治16年農商務通信規則の工場票様式と会社票様式の採用によって開始されていたのである。

個別の会社情報を列記した会社票の基礎調査様式の記載情報がどのように『農商務統計』の会社調査の結果表に編成されたかの記録は確認できていない。ただ、もし会社票様式の各調査様式に列記された会社に関する個体情報が甲斐国現在人別調の単名表のように列単位で個体情報としていったん転記され、それに基づいて集計作業が行われたとすれば、会社票の各調査様式に対しても甲斐国現在人別調における家別表と同様の情報形式を持つ調査様式という性格規定を与えることができよう。しかし現実には『農商務統計』の工場調査や会社調査の集計作業で単名表が用いられたという記録は確認できていない。この点から推察すれば、各様式について調査項目別のいわゆる様式の総計が第一次中間集計値として算出され、地域別に集約され、その結果を順次積み上げることで実際の集計は行われたと見るべきであろう。

明治16年農商務通信規則の会社票の各調査様式に列記された個別の会社情報が実際の集計過程で個体ベースでの個票調査票情報として活用されたのかどうかはともかく、各調査様式に列記された調査票情報は、少なくともその情報形態としては個体情報としての特性を持つ。その意味では明治16年農商務通信規則の会社票様式によって獲得された統計原情報も、それを情報形態という側面からみる限り、甲斐国現在人別調で単名表に転記された情報とその基本的性格は共通している。その点では、明治16年農商務通信規則の会社票様式による調査票情報は、その形式こそ「一紙二列記」された素朴なものではあるが、そこに記された調

査票情報の情報形式に関する限り「一票毎ニ記載スル」調査票様式として、これまでわが国の統計史において位置づけられてきた明治27年農商務統計報告規程の会社票様式による調査票情報と同質のものであった。このことから会社票様式は、すでに明治16年農商務通信規則の時点で個票様式としての性格を胚胎していたといえよう。

本文でも見たように、会社調査の基礎調査様式にあたる第七表と第八表はいずれも「本表」と「續表」、また金融業と運輸業を対象とした追加調査様式のうち第九表は「本表」と「續表」、また第十表と第十一表はいずれも「本表」と2種類の「續表」とからなる。各調査様式によって得られた調査票情報は、その情報特性に関して次のような特徴を持つ。すなわち、それぞれが第4節の表1と表2に示したような調査項目についての個々の会社に関する記載結果を個体ベースの情報として持ち、しかもこれらの個体情報がその情報形態としてはそれぞれ別々のデータレコードからなる情報の組として与えられるというのがそれである。

しかし、調査票情報として得られる各レコードは「會社名稱」という識別項目を共有している。このことは、「本表」と「續表」から得られた調査票情報がデータ統合可能な潜在的情報価値を内在させており、それが個体ベースでデータ統合による調査項目(変数)次元の拡張が可能な潜在価値を持つ特異な情報であることを示唆している。

とはいえ、明治16年農商務通信規則の会社票様式によって会社に関する個体情報が調査票情報として得られたとしても、集計過程でそれが本来的に持つ個体情報に相応しい取り扱いをされない限りその情報特性を活かしたことにはならない。なぜなら、明治16年農商務通信規則による工場調査の場合、個別工場情報記載欄の部分に列記された情報は個体レコードとしての情報特性を活かした形で集計処理されたのではなく、実際には第一次中間集計として様式単位で集約された総計記載欄に記載された計数が統計作成の元情報として使用されたからである。その限りでは会社票様式による統計情報の収集は、調査方式としては依然として表式調査の域を出るものではなかった。

調査様式によって得られた調査票情報が個票情報としての特性を維持しているかあるいは表式調査に特徴的な情報形式とされる集計量へと転化を遂げるかという情報形態の違いの持つ意味は決定的である。なぜなら、調査様式の記載欄への各記載結果が集計化という行為によってひとたび中間集計値に転化してしまえば、その瞬間に各調査様式の調査項目間の関係もまた各個体の諸側面の間での直接的関係から集計量として平均化されたマクロ的な変数間関係へと変貌するからである。

ここで、個体ベースでの調査票情報に加えられる集計という情報処理行為が持つ意味を考えてみよう。個体ベースの調査票情報が本来有していた調査項目(変数)間の直接的関係は集計という情報処理工程を経ることで一旦リセットされ、改めて集計量による変数間関係として再構成される。変数間の関係にこのような変容をもたらす集計という情報処理行為は、

実は調査票情報に内在する情報価値に対して積極面と消極面の2方向に作用している。

集計という情報処理行為の持つ積極面はこれまで統計情報の平均化作用として論じられてきたもので、集計という操作によって個体情報が平均化され、個体情報では攪乱要因の中に埋もれていた計数間の関係が安定的規則性として抽出されるというのがそれである。それは「統計=集計量」という伝統的統計観の存立基盤でもあった。

集計という情報処理行為は安定的な規則性の検出という積極面をもたらす半面で、その同じ操作は消極的側面も併せ持つ。なぜなら安定的規則性の検出は、以下に述べるような個体情報としての調査票情報が本来有していた統計情報としての情報価値の喪失という代償の上に初めて成り立つものだからである。

調査票情報に加える集計という情報処理は、個体ベースでの情報形態を持つ調査票情報が本来的に有している情報価値を2つの方向で損なうことになる。それは一方で個体情報としての調査票情報が有していた直接的な変数間関係のリセットという情報価値の喪失であり、同時に他方では調査票情報が個体情報として潜在的に保有していた個体レコードを起点としたデータ統合による調査票情報の変数次元の拡張可能性の放棄という情報価値の喪失に他ならない。

ここで明治16年農商務通信規則の工場票様式を例に取ってみよう。工場票様式の総計記載欄に記された計数は、個別工場情報記載欄に列記された調査票情報を元情報としつつも集計という情報処理を経て情報価値を減じた情報である。また、会社票様式では、個体情報として獲得された調査票情報に集計処理が加えられる中間集計値に転化した瞬間に個々の調査票情報に内在していた変数間の直接的関係を示す情報要素の側面は完全に削ぎ落とされ、平均化作用によって希釈化された集計値に基づく変数間関係に取って代わられる。統計作成に不可欠の作業工程されてきた集計という情報処理過程は、それを個体情報論の視点から見た場合、個体情報としての調査票情報が本来的に有する情報価値の喪失過程でもある。見方を変えれば集計という情報処理行為は、個体情報としての調査票情報のいわば表式調査的利用でもある。

明治16年農商務通信規則の会社調査に使用された調査様式の場合、「1会社ごとの単記票」(相原・鮫島編 1971, 59頁)にはなっていないものの、実際に取得される会社情報は個々の会社を「点計」した個体情報に他ならない。それにもかかわらず、当時の統計理論ならびに情報処理技術の制約の中で、調査様式の設計者は得られた個体ベースの調査票情報が潜在的に有する情報価値を適切に評価できる立場にはなかった。その結果、会社票様式によって収集された調査票情報に内在する情報価値に根差した調査票情報が潜在的に有する多様な拡張可能性に認識が及ぶことなく、地域別集計あるいは全国集計に統計としての意義を見出してきた。それはマクロレベルでの変数間の関係しか表現できない表式調査によっても到達でき

る統計的帰結と次元を異にするものではなかった。

明治16年農商務通信規則の工場票様式については個別工場情報記載欄の部分、それに会社票では様式全体として獲得される個々の工場や会社に関する個体情報としての調査票情報は、少なくともその情報形式という点で個体情報としての特性を持つ(森 2020a)。もっとも、工場票だけでなく今回取り上げた会社票の各調査様式の設計者にとっては、収集される調査票情報の変数次元の事後的拡張等は当時としては想定外の展開方向に他ならず、当時の情報処理技術水準もまたこれらの調査票情報に内在する個体レコード情報に固有の分析的価値の多面的展開可能性の追求を許容する状況にはなかった。

わが国の統計史研究は明治16年農商務通信規則の制定を、『農商務統計』の作成に関して調査方式としての表式調査の完成の画期としてきた。森(2020a)でも論じたように、そこでは物産表(農産表)を中心とする生産調査が調査技術の面で徐々に統計調査としての体裁を整え、明治16年農商務通信規則の制定を契機に定型化された全国共通の統一的調査様式に基づく調査体制が樹立されたことなどが主な論拠となっている。その一方で、明治27年農商務統計報告規程によって工場票、会社票という個票形式の調査様式が採用されたことで生産統計の分野でも表式調査が終焉期を迎え、表式調査から個票調査への調査方式の移行に向けた第一歩が踏み出されるというのが通説であった。しかしながら、工業通信事項や商事通信事項とともに各府県が域内の郡区に対して提示した一連の「附録様式」のうち工場票様式や会社票様式によって収集された調査票情報は、集計過程において個体情報という情報形態にふさわしい取り扱いを受けたわけではない。

個票形式としての要素を備えた調査票様式によって得られた調査票情報は、最初から集計表を想定した各記載欄に地域別の集計量を書き上げる表式様式によって得られた統計情報に比べて集計面で優越性を持つとされてきた。しかし、本文でも見たように会社票様式の場合もそれに記載された情報の形式それ自体は各会社に関する情報を文字通り「点計」したものである。ただし、当時の統計理論ならびに情報技術面での諸制約は、個体情報として収集された調査票情報に対して個体情報としての潜在的情報価値に相応しい取り扱いを許容するものではなかった。当時の調査の企画者も、個々の会社に関する記載情報間に成立していると考えられるいわゆる個体ベースでの変数間関係に注目するという個体情報の側面から調査票情報を捉えるという発想は持ち合わせていなかった。

森(2021a)でもすでに考察したように、明治27年農商務統計報告規程の工場票様式と会社票様式は、会社ないしは工場ごとの「単記票」という意味では文字通り調査個票としての体裁を備えたものであった。しかし、それによって収集される調査票情報はその調査項目に照らして個体ベースでの変数関係の意味のある形での反映という点では必ずしも個票としての特性を体現しきれたものとはなっていない。にもかかわらずわが国の統計史は、これまで

特に明治27年農商務統計規程の会社票や工場票という調査様式の外形的体裁にのみ注目し、そこに認められる点計という把握方式が持つ調査技術面での展開の持つ意義を過大に評価してきたように思われる。その半面でその10年以上も前の明治16年農商務通信規則の工場票様式については部分的に、また会社票様式の場合には全体として収集された調査票情報がその情報形態という点で個体レコードとしてのデータ統合可能性を内在させているという事実を看過してきた。その理由の一半は、これまでの統計学において調査票情報が持つ情報形態という側面への関心が一般に希薄であり、点計によって得られた調査票情報についても依然として集計論的な立場からしかその意義が論じられてこなかったことにあるように思われる。

個票様式によってその収集が可能となった個体ベースの調査票情報が潜在的に有する情報価値の利用可能性は、集計処理による統計的規則性の検出だけに留まるものではない。会社票様式と工場票様式に象徴される個票様式の導入が初めて可能にした点計による個体ベースの調査票情報の獲得に対して調査票情報の情報特性という観点からわれわれが改めてその評価を行うとき、調査票情報に潜在する情報価値は、集計量という情報形態での調査票情報を統計原情報とする表式様式に依拠する限り決して到達しえない個体ベースでの調査票情報のリンケージによる変数次元の拡張可能性やマイニング等も含めたデータの非集計的統計利用を可能にする潜在的情報価値の開拓までもその射程に含んでいる。

統計を従来のように集計量だけでなく非集計量も含めた広義の概念として捉え直すことで初めてわれわれは集計という情報処理に不可欠につきまとう消極的な側面に新たに光を当てるとともに、「統計＝集計量」という統計観から出発する限りその射程に入りえない統計の新たな地平の開拓が可能となるように思われる。調査票情報についてのこのような理解は、自ずと「統計＝集計量」という伝統的統計観そのものの再検討を求めることになる。

調査票情報をこれまでのように「統計＝集計量」といった伝統的な統計観から単に集計論的視点だけから見るのではなく、広義の統計概念という視点から新たに様々な形でのデータ統合可能性なども含み持つ個体情報とみなす個体情報論の立場に立てば、明治16年農商務通信規則と明治27年農商務統計報告規程の統計史上の位置づけも自ずと従来のそれとは違って見えてくるように思われる。

#### 参考文献

- 相原茂・鯉島龍行編（1971）『統計日本経済』筑摩書房  
総理府統計局編（1951）『総理府統計局八十年史稿』  
太政官統計院編纂（1883）『甲斐国現在人別調』  
高橋二郎（1911）「明治12年12月31日甲斐国現在人別調の概況」『統計集誌』第359号  
内閣官報局（1890）『法令全書』第10巻  
内閣官報局（1889）『法令全書』第22巻-2



- 内閣官報局 (1890) 『法令全書』 第24巻 -1
- 日本統計研究所編 (1960) 『日本統計発達史』 東京大学出版会
- 農林大臣官房統計課 (1932) 『明治2年以降農林省統計關係法規輯覽』 東京統計協会
- 森博美 (2009) 「統計個票情報の情報特性について」 『経済志林』 (法政大学経済学部学会) 第76巻第4号, 403-427頁
- 森博美 (2011a) 「位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 25, 1-25頁
- 森博美 (2011b) 「駿河国人別調沼津・原政表—調査票から見た調査の性格規定を中心に—」 『経済統計学会政府統計研究部会ニュースレター』 No. 15, 30-38頁
- 森博美 (2012) 「駿河国人別調沼津・原政表再論」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 28, 1-21頁
- 森博美 (2018) 「表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について—統計原情報の獲得との関連で—」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 93, 1-24頁
- 森博美 (2019) 「甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開—職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 99, 1-42頁
- 森博美 (2020a) 「明治初期における生産の統計的把握—明治16年農商務通信規則成立前史—」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 113, 1-19頁
- 森博美 (2020b) 「明治16年農商務通信規則について」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 114, 1-21頁
- 森博美 (2020c) 「明治16年農商務通信規則による工業通信事項と附録様式」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 115, 1-22頁
- 森博美 (2020d) 「農業生産統計における表式調査の展開—府県物産表から昭和15年農林統計改正まで—」 佐藤正広編 『近代日本統計史』 晃洋書房, 209-225頁
- 森博美 (2021a) 「明治27年農商務統計報告規定と個票調査—個票情報論からみた工場票と会社票導入の史的検討」 『経済志林』 (法政大学経済学部学会) 第88巻第4号, 451-484頁
- 森博美 (2021b) 「甲斐国現在人別調における調査過程」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 121, 1-20頁
- 森博美 (2022a) 「明治16年農商務通信規則による工場票情報の情報特性」 『オケージョナルペーパー』 (法政大学日本統計研究所) No. 122, 1-24頁
- 森博美 (2022b) 「わが国統計史における駿河国人別調の意義」 『沼津史談』 No. 73, 26-43頁  
(社会経済ミクロデータ研究会)

## 付録

## 【資料1】 商務通信事項（抄）

（原文縦書き）

## 第六項 諸會社（米商會所，株式取引所，國立銀行ヲ除ク）

第廿二 本項ハ農商工業ノ別ナク二人以上資金ヲ合セ損益ヲ共ニスル會社，組合，會所，銀行等ヲ調査スルモノトス

第廿三 右會社組合等ハ第七表ニ記入シ其會社組合ノ借ノ部即負債，貸ノ部即資産，ハ後半季ノ總勘定ニ因ルヘシ

第廿四 一己人ノ資金ヲ以テスト雖モ會社，組合，商會，會所等ノ集合名ヲ用ヒ若クハ銀行ノ名義ヲ用ヒ各其事務ヲ營ムモノハ姑ラク第八表ニ因リ記入スヘシ

第廿五 貯蓄預リ金會社組合商會及一己人ノ資金ヲ以テスルモノト雖モ會社，組合，商會等ノ集合名ヲ用ヒ若クハ私立銀行又ハ貯金預所ノ名ヲ以テ其業ヲ營ムモノハ更ニ第九表ニ因リ記入スヘシ

第廿六 水陸運輸業ヲ營ム會社，組合，商會，會所及ヒ一己人ノ資金ヲ以テスルモノト雖モ會社，組合，商會，會所等ノ如キ集合名ヲ用ヒ其業務ヲ營ムモノハ更ニ第十表（水運）第十一表（陸運）ニ因リ記入スヘシ

第廿七 此調査ハ毎年十二月ヲ以テ調製シ翌年一月限り報道スルモノトス

## 第七項 商人營業區別

第廿八 第十二表ニ記入スヘキ營業ハ當分ノ内國稅地方稅賦課調ニ際シ調査シ得ルモノニ限ル

第廿九 本業トハ全ク一商業（例ヘハ米穀商）ニ限リ營ム會社若クハ問屋仲買等ヲ云ヒ專業トハ二業以上（米穀薪炭等）ヲ營ム内ノ重ナル商業ヲ云フ兼業トハ專業ノ外ニ兼子營ム商業ヲ云フ

第三十 問屋卸賣仲買或ハ小賣ヲ併セ營ムモノハ其重ナルモノ一ヲ記スヘシ（例ヘハ問屋ニ入ルレハ仲買小賣ノ欄ニハ之ヲ省キ仲買ノ部ニ入ルレハ小賣ノ欄ニハ之ヲ省クカ如シ）

第卅一 回漕業製造所質屋兩替諸飲食店等ノ如ク問屋仲買小賣ノ別ナキモノハ問屋仲買小賣ノ欄ノ中央ニ括弧ヲ用ヒ其員數ヲ記入スヘシ

第卅二 此調査ハ毎年十二月ノ現數ニシテ翌年ニ報道スルモノトス

（出所）農林大臣官房統計課（1932）『明治2年以降農林省統計關係法規収覽』128, 132-133頁

【資料2】 明治16年農商務通信規則第六項による会社票

同 續表		同 續表		同 續表		同 續表	
會社 名稱	會社 名稱	會社 名稱	會社 名稱	會社 名稱	會社 名稱	會社 名稱	會社 名稱
所有ノ 地所 家屋公債 證書實價	營業ノ 種類	所有ノ 地所 家屋公債 證書實價	營業ノ 種類	所有ノ 地所 家屋公債 證書實價	營業ノ 種類	所有ノ 地所 家屋公債 證書實價	營業ノ 種類
圓	所在地	圓	所在地	圓	所在地	圓	所在地
貸附金	創業年月	貸附金	創業年月	貸附金	創業年月	貸附金	創業年月
圓	(何所)	圓	(何所)	圓	(何所)	圓	(何所)
現在貨物 其他收入スヘ キモノ、實價	支店	現在貨物 其他收入スヘ キモノ、實價	支店	現在貨物 其他收入スヘ キモノ、實價	支店	現在貨物 其他收入スヘ キモノ、實價	支店
圓	(何所)	圓	(何所)	圓	(何所)	圓	(何所)
金銭在高	資本金	金銭在高	資本金	金銭在高	資本金	金銭在高	資本金
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
計	拂込高	計	拂込高	計	拂込高	計	拂込高
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
利益金	準備	利益金	準備	利益金	準備	利益金	準備
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
株主組合 積立金	株主組合 積立金	株主組合 積立金	株主組合 積立金	株主組合 積立金	株主組合 積立金	株主組合 積立金	株主組合 積立金
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
株主組合 割賦金	役員賞與 其他	株主組合 割賦金	役員賞與 其他	株主組合 割賦金	役員賞與 其他	株主組合 割賦金	役員賞與 其他
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
翌年繰越	前半年 株主組合 割賦金	翌年繰越	前半年 株主組合 割賦金	翌年繰越	前半年 株主組合 割賦金	翌年繰越	前半年 株主組合 割賦金
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
利益金内譯	負債	利益金内譯	負債	利益金内譯	負債	利益金内譯	負債
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
株主組合 割賦金	其他支拂 フヘキ負額	株主組合 割賦金	其他支拂 フヘキ負額	株主組合 割賦金	其他支拂 フヘキ負額	株主組合 割賦金	其他支拂 フヘキ負額
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
計	計	計	計	計	計	計	計
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

(出所) 農林大臣官房統計課 (1932) 『明治2年以降  
農林省統計關係法規取覽』 129-130頁



同 續表				同 續表				第十表					
會社名稱				會社名稱				會社名稱					
數	艘	皆破	汽船	艘數	同上 (五十石未満)	所在地	定期航路 ノ延長	里	常時航路ノ延長	里	汽船	艘數	噸數
	噸												
數	艘	損傷		噸	船長以下乗組人員	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	噸數
數	噸												
數	艘	皆破		噸	旅客賃金	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	噸數
數	噸												
數	艘	漂流		噸	荷物賃金	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	噸數
數	噸												
數	艘	損傷		噸	雜收入	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	石數
數	噸												
數	艘	皆破	噸	興業費	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	石數	
數	噸												
數	艘	漂流	噸	營業費	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	石數	
數	噸												
數	艘	損傷	噸	支 出	圓	圓	圓	圓	圓	圓	艘數	石數	
數	噸												
數	艘	皆破	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	石												
數	艘	漂流	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	石												
數	艘	損傷	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	石												
數	艘	皆破	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	噸												
數	艘	漂流	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	噸												
數	艘	損傷	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	噸												
數	艘	皆破	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	噸												
數	艘	漂流	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	噸												
數	艘	損傷	噸	乗客	死	傷	死	傷	乗組員	死	傷	同上 (五百石未満 五十石以上)	
數	噸												

(出所) 農林大臣官房統計課 (1932) 『明治2年以降農林省統計關係法規取覽』 131頁

同 續表				同 續表				第十一表	
會社名稱				會社名稱				陸 運 會 社	
皆破	諸車	死	旅客	馬		役夫		所在地	定期運路ノ延長
損傷								常時運路ノ延長	
	死	傷	技手	旅客賃金		收入		馬車ノ數	
				圓		荷物賃金		圓	
	死	傷	職工	雜收入		支出		荷車ノ數(人力運用)	
				圓		興業費		圓	
	死	傷	雇夫	營業費					
				圓					
	死	傷	其他						

(出所) 農林大臣官房統計課 (1932) 『明治2年以降農林省統計關係法規収覽』 132頁